

EXTAGEカード特約

第1条（定義） 1.本特約に基づきカード発行会社（以下「当社」といいます。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社とJCBを併せて「両社」といいます。）が会員に対し発行・貸与するカードを、「JCB GOLD EXTAGE」または「JCB CARD EXTAGE」（以下併せて「EXTAGEカード」といいます。）といいます。 2.本特約、両社が別途定める会員規約（個人用）（以下「会員規約（個人用）」といいます。）およびMyJ関連規定類を承認のうえ申し込まれた方で、両社が審査のうえ入会を承認した方をEXTAGEカード会員といいます。

3.本特約において用いられる用語は、本特約において別段の定めがない限り、会員規約（個人用）、両社が別途定めるMyJCB利用者規定、J/Secure(TM)利用者規定またはMyJチェック利用者規定における意味を有するものとします。なお、本特約において、MyJCB利用者規定、J/Secure(TM)利用者規定およびMyJチェック利用者規定を総称して、「MyJ関連規定類」といいます。

第2条（ご利用代金明細の確認方法） EXTAGEカードの入会をもって、EXTAGEカード会員は、MyJチェック利用者規定所定のMyJチェックサービス（以下「MyJチェックサービス」といいます。）の利用を両社に申請し、両社からその承認を得たものとみなします。MyJチェック利用者規定に基づき、本会員に対し原則としてご利用代金明細書は送付されないものとします。本会員は、MyJCBによってご利用代金明細を確認することができます。

第3条（EXTAGEカードの年会費） 本会員は、当社が通知または公表するEXTAGEカードの年会費（家族会員の有無・人数によって異なります。）を毎年支払うものとします。

第4条（カード発行手数料） 本会員は、前条に定めるEXTAGEカードの年会費のほかに、EXTAGEカードのカード発行手数料（本会員および家族会員1人あたり2,200円（税込）となります。）を当社に対し支払うものとします。ただし、本会員または家族会員がEXTAGEカードの入会後最初の有効期限まで継続して会員資格を有している場合（EXTAGEカードの入会後最初の有効期限まで継続して会員資格を有している会員を、以下「継続会員」といいます。）には、当社は、本会員に対し、当該継続会員に係るEXTAGEカードのカード発行手数料の支払いを免除します。

第5条（EXTAGEカード付帯サービス） EXTAGEカード会員は、当社、JCBまたは当社もしくはJCBが提携する第三者（以下「サービス提供会社」といいます。）が提供するEXTAGEカード付帯サービスおよび特典（以下併せて「EXTAGEカード付帯サービス」といいます。）なお、EXTAGEカード付帯サービスは、会員規約（個人用）所定の付帯サービスとは異なります。）を当社、JCBまたはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。EXTAGEカード付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。

第6条（EXTAGEカード更新時の取り扱い） 1.EXTAGEカードの有効期限は、カード上に表示された年月の末日までとします。EXTAGEカードの有効期限が満了した場合、第2項に基づきJCBゴールドカードまたはJCB一般カードがEXTAGEカード会員に対して発行されたか否かを問わず、EXTAGEカード付帯サービスは終了し、かつ本特約は失効します。 2.両社は、前項の有効期限までに退会の申し出のないEXTAGEカード会員で、両社が審査のうえ会員と認める方に対し、JCBゴールドカードまたはJCB一般カードを発行します。この際、JCB GOLD EXTAGEの発行を受けていたEXTAGEカード会員に対してはJCBゴールドカードが発行され、JCB CARD EXTAGEの発行を受けていたEXTAGEカード会員に対してはJCB一般カード（当該JCBゴールドカードまたは当該JCB一般カードを併せて以下「更新後カード」といいます。）が発行されます。なお、更新後カードが発行された場合、EXTAGEカードの有効期限の満了後においても、会員規約（個人用）（その後の変更を含みます。）およびMyJ関連規定類（その後の変更を含みます。）ならびにこれらに基づく権利義務（MyJチェックサービスを含みますが、これに限られません。以下本項において同じです。）は、更新後カードに係る契約およびこれに基づく権利義務として有効に存続します。 3.更新後カードの年会費は、別途当社が通知または公表するJCBゴールドカードまたはJCB一般カードの年会費となります。

第7条（本特約の改定） 将来本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後にEXTAGEカード会員がEXTAGEカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。

第8条（適用関係） 本特約に定めのある事項については本特約が優先し適用され、本特約に定めのない事項であってMyJ関連規定類に定めのある事項についてはMyJ関連規定類の定めが優先し適用され、本特約およびMyJ関連規定類に定めのない事項については会員規約（個人用）が適用されます。

カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「当社」、「両社」、「当社またはJCB」を「JCB」と読み替えます。

(TK300000・20200331)

大分カード提携特約

第1条（名称） 本カードは、株式会社大分銀行（以下「当行」という。）と株式会社大分カードおよび株式会社ジェーシービー（以下併せて「JCB」という。）が提携して発行するもので、「大分カード」（以下「本カード」という。）と称します。

第2条（会員） 本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当行およびJCBが認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、JCBが本カードを貸与します。

第3条（年会費） 会員は、当行に対して当行が通知または公表する年会費を支払う場合は、JCBカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条（提供サービスと利用） 1.当行（本条においては当行が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。 2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員が本特約またはJCBの定めるJCB会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反したとき、または当行またはJCBが会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。 3.当行が必要と認めた場合には、当行はサービスおよびその内容を変更することがあります。 4.会員は、当行が提供するサービスを受ける場合、当行所定の方法により利用するものとします。

第5条（個人情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除） 1.会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、当行が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1)当行のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および第6条に基づき届け出た事項 ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 ③本カードの利用内容（第7条において共有する情報）(2)宣伝物の送付等当行の営業に関する案内の目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。)(3)当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。 2.会員等は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するように請求することができます。(開示の請求は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。)万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条（届出事項の共有） 会員が、当行またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カードの利用目的、お支払い口座、暗証番号、家族会員等について変更があり、当行またはJCBの一方に対して変更の届出があった場合には、当該届け出いただいた情報について、当行およびJCBの間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第7条（利用内容の共有） 1.会員は、当行が会員に対して会員の本カードの利用内容に応じた当行商品の優遇サービス等、当行のサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、JCBと当行において共有することにあらかじめ同意するものとします。 2.会員は、JCBが会員に対して会員の当行の取引内容に応じたJCB商品の優遇サービス等、JCBのサービスを提供する必要がある場合において、会員の当行の取引内容を、当行とJCBにおいて共有することにあらかじめ同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示、

訂正、削除の申し出は、JCB会員規約に記載の窓口、方法で行うものとします。

第8条（会員資格の喪失） 会員がJCBの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第9条（JCB会員規約と本特約の関係） 本特約に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されるものとします。

<当行お問い合わせ窓口>

株式会社大分銀行

〒870-0021 大分市府内町3丁目4番1号

<https://www.oitabank.co.jp/>

(TK452500・20190601)